

鈴鹿市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月26日

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市規則第17号

鈴鹿市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

鈴鹿市国民健康保険条例施行規則（平成30年鈴鹿市規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後			改正前		
別表（第19条関係）			別表（第19条関係）		
対象となる 保険料の種 類	減免対象	保険料 の軽減 割合	対象となる 保険料の種 類	減免対象	保険料 の軽減 割合
1 略	略	略	1 略	略	略
2 <u>被保険 者均等割 及び18歳 以上被保 険者均等 割</u>	(1) 条例第35条 第1項各号に該 当する世帯以外 の世帯に属する 旧被扶養者	保険料 額の10 分の5	2 <u>均等割</u>	(1) 条例第35条 第1項各号に該 当する世帯以外 の世帯に属する 旧被扶養者	保険料 額の10 分の5
	(2) 条例第35条 第1項第3号に 該当する世帯に 属する旧被扶養 者	当該軽 減前の 保険料 額の10 分の3		(2) 条例第35条 第1項第3号に 該当する世帯に 属する旧被扶養 者	当該軽 減前の 保険料 額の10 分の3
3 略	(1)～(4) 略	略	3 略	(1)～(4) 略	略
備考			備考		

1・2 略

1・2 略

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。